

令和7年9月26日

市内障害福祉サービス事業所

運営法人代表者 様

施設長・管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

障害自立支援課長

障害施設サービス課長

障害福祉サービス等情報公表システムによる事業所情報の報告及び 減算の適用について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から横浜市障害福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度の報酬改定において、情報公表未報告減算が適用されることとなり、本市においても、厚生労働省留意事項通知（※）に基づき、未報告の事業所に対して個別に指導し、期限までに報告が行われない場合には、減算を適用することとします。

つきましては、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」）において、障害福祉サービス等情報に係る報告が適切に行われているかご確認いただき、未報告であれば報告手続きを進めていただけますようお願いいたします。

なお、この通知を発出後、未報告の事業所に対して管理者あて順次、電話にて連絡させていただきます。

※ 厚生労働省留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発1031001号、令和6年3月29日改正）

1 情報公表とは

情報公表システムにおいて、提供するサービス等の情報を登録し申請することにより、障害福祉サービスの利用者に対して、事業所の情報を公表するものです。

事業者が指定権者に対して情報公表システムにて報告することが義務付けられています。

2 対象となるサービス

全てのサービス

3 減算とする基準

未報告であることが確認され、指定権者が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に令和6年4月に遡って基本報酬から所定の単位数を減算する。

【減算される単位数】

(1) 基本報酬の10%減算適用サービス

療養介護、施設入所支援（一体として運営する日中サービスも含む）、宿泊型自立訓練（一体として運営する日中サービスも含む）、共同生活援助

(2) 基本報酬の5%減算適用サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※ 施設入所支援が運営する日中サービスを除く。

4 今後の本市の対応

(1) 未報告事業所への指導

管理者に対して、電話にて情報公表の報告をするよう指導をします。

（改善されない場合は、複数回連絡）

(2) 複数回の指導に応じなかった場合の対応

令和6年4月に遡って減算となる旨、各サービス所管課から連絡します。

【連絡内容】

ア 減算適用に伴う体制届の提出指示

イ 令和6年4月サービス提供以降の過誤処理の指示

※ 減算は、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで適用されます。

5 経営情報の報告について

令和7年9月2日及び4日に独立行政法人福祉医療機構から各事業所あてに経営情報の報告について依頼のメールが送信されています。令和6年度の報告については、令和8年3月31日までに報告することとされていますので、手続きを進めていただけますようお願いいたします。

なお、経営情報の報告については、今回の確認対象としていません。

6 その他

情報公表の報告は、年1回及び変更が生じた際に更新することが義務付けられています。現在の情報が最新情報であるかご確認ください。

担当 健康福祉局障害施策推進課

TEL：045-671-3601

E-mail：kf-syositei@city.yokohama.lg.jp